



長野県報

3月26日(木)
平成27年
(2015年)
第2660号

目 次

規 則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（消防課）	2
被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課）	2
長野県短期大学学則及び長野県看護大学学則の一部を改正する規則（県立大学設立準備課、医療推進課）	2
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こども・家庭課）	3
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則（医療推進課）	3
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	3
風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第2の3の公共的団体を定める規則を廃止する規則（都市・まちづくり課）	4
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課）	4
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	4

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	5
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定（3件）（水大気環境課）	5
都市計画事業の事業計画の変更認可（3件）（生活排水課）	5
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	7
公共測量の実施（建設政策課）	7
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局）	8

公 告

表彰規則に基づく表彰（人事課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）	8
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（5件）（産業政策課サービス産業振興室）	9
一般競争入札（産業立地・経営支援課）	11
県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課）	12
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）	12
一般競争入札（道路管理課）	13
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	13
建築基準法に基づく道路の指定（建築住宅課）	14
平成26年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針（監査委員事務局）	14
土地収用法施行令に基づく公示による通知（地域振興課）	43

訓 令

副知事の担任事務に関する規程（行政改革課）	43
-----------------------	----

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第5号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「2人」を「2人(資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超え1億円以下の法人にあっては3人、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人にあっては5人)」に改める。

第4条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

様式第1号中

消防団員である事業主、役員又は労働者の数	人
----------------------	---

を

資本の額又は出資金の額を有する法人にあっては、期末現在のその額	円
消防団員である事業主、役員又は労働者の数	人

に改める。

様式第2号中

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例第2条第1項の規定により、下記のとおり事業税の不均一課税をしてください。

を

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例第2条第1項の規定により、下記のとおり事業税の不均一課税をしてください。
なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むものではないことを誓約します。

に、

期末現在の資本金の額又は出資金の額	円
要件認定年月日及び番号	年 月 日 付け 第 号
青色申告の承認年月日	年 月 日 承認

を

要件認定年月日及び番号	年 月 日 付け 第 号
-------------	--------------

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

消防課

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第6号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(30)の項中「看護専門学校」を「須坂看護専門学校」に改め、同表の2の(10)の項を次のように改める。

(10)	削除				
------	----	--	--	--	--

別表の3の(8)の項から(10)の項までを削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の3の(8)の項から(10)の項までを削る改正規定は、公布の日から施行する。

職員課

長野県短期大学学則及び長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第7号

長野県短期大学学則及び長野県看護大学学則の一部を改正する規則

(長野県短期大学学則の一部改正)

第1条 長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

(長野県看護大学学則の一部改正)

第2条 長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**県立大学設立準備課
医療推進課**

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第8号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第4号のイ中「施設又は設備が」を「設備が」に改め、同号のイの表中「施設又は」を削り、「定める準耐火構造」を「規定する準耐火構造」に、

建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段

を

- (ア) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段(同条第1項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすもの)
- (イ) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- (ウ) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段

に改め、同号のウ中「施設及び」及び「施設又は」を削る。

第13条第1号中「そのための」を削り、「契約内容」を「契約においてその体制」に改め、同条第5号中「から、」を「から、食育に関する計画(」に、「食育に関する計画」を「ものをいう。」)に改める。

第14条中「認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所にあっては認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年長野県条例第63号)別表の第1の1に定める基準とし、その他の保育所にあっては」を削る。

第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条 削除

第35条第2項第2号のア中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

附則第2項から第6項までを削り、附則第7項を附則第2項とし、附則第8項を附則第3項とし、附則第9項を附則第4項とする。

附則第10項中「6人」を「4人」に改め、同項を附則第5項とし、附則第11項から第15項までを5項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定(「6人」を「4人」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第9号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1の共通選択科目の項中

「 健康心理学特講 I | 2 | を
「 健康心理学特論 | 2 |
看護心理学 | 2 | に改める。」

別表第2の共通選択科目の項中「 | 健康心理学特講 II | 」を
「 | 健康心理学特講 | 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日現在在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療推進課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第10号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項中

「 県道諏訪辰野線と立体交差する地点から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで 」

「 県道諏訪辰野線と立体交差する地点から県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線と立体交差する地点まで 」

に改める。

駒ヶ根市道琴ヶ沢線と立体交差する地点から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで

別表第3の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項中

山梨県と長野県との境界から 県道神宮寺諏訪線と立体交差 する地点まで	両側各1,000メートル以内
県道諏訪辰野線と立体交差す る地点から上り線座光寺パー キングエリア終点（飯田市座 光寺172番の2地先）まで	両側各1,000メートル以内 及び駒ヶ根市の区域のうち 上伊那郡宮田村に向かって 左側1,000メートルを超えて、 中央アルプス県立公園との 境界まで

を

山梨県と長野県との境界から 県道神宮寺諏訪線と立体交差 する地点まで	両側各1,000メートル以内
県道諏訪辰野線と立体交差す る地点から県道駒ヶ根駒ヶ岳 公園線と立体交差する地点ま で	
駒ヶ根市道琴ヶ沢線と立体交 差する地点から上り線座光寺 パーキングエリア終点（飯田 市座光寺172番の2地先）ま で	

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第2の3の公共的団体を定める規則を廃止する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第11号

風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第

2の3の公共的団体を定める規則を廃止する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第2の3の公共的団体を定める規則（平成19年長野県規則第42号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第12号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表の2の(8)中「長野県看護専門学校条例」を「長野県須坂看護専門学校条例」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

会計課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第13号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第143条に次の1号を加える。

(9) その性質上契約保証金を納付させることが適当でない契約を締結する場合において、契約人が当該契約を確實に履行するものと認められるとき。

別表第1の12中「北部高等学校」を「須坂創成高等学校 北部高等学校」に、「北佐久農業高等学校」を「佐久平総合技術高等学校」に、「臼田高等学校 小海高等学校」を「小海高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の12の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

会計課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第12号